

◎新潟県告示第344号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成28年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 起業者の名称

燕市

2 事業の種類

（仮称）燕市観光交流センター（道の駅）建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

燕市大曲字川原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

（仮称）燕市観光交流センター（道の駅）建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な用地の先行取得を県央土地開発公社に委託し、同公社は平成27年度の事業計画において本件事業用地の取得に係る予算措置を講ずるとともに、起業者はこれに対する債務保証を行っている。また、起業者及び同公社は、本件事業に必要な経費について、来年度以降も予算措置することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

燕市では、速い速度で進行する人口減少に対応するため、また、市の基幹産業である金属製品製造・加工業の振興のため、平成27年度に「燕市県央大橋西詰周辺地域整備基本計画」を策定した。県央大橋西詰周辺地域は、北陸自動車道三条燕インターチェンジ及び上越新幹線燕三条駅に近く、「市の玄関口」といえる位置にあり、さらに県内屈指の誘客を誇る寺泊や弥彦などの観光名所の通過点にあるが、現在、その有利な立地条件にも関わらず観光客数は低迷しており、市にとって経済的に大きな機会損失をもたらしている。本件事業は、この地域にある市の産業振興のシンボルである燕市産業史料館（以下「産業史料館」という。）の隣接地に観光交流拠点を整備し、地域内外からの交流人口や応援人口を増大させ、地域経済の活性化を図ることを目的としている。

本件事業は、「道の駅」への登録を前提として、観光コンシェルジュを配置するなどの観光情報発信機能や、燕市産の金属加工製品の魅力をPRするための体験・交流機能を持たせるなど、ものづくり産業を市の観光産業へと導く基盤となるものである。本件事業の実施により、産業史料館と連携してこの地域全体の集客力を飛躍的に向上させる効果が期待され、また、観光情報発信基地として市内の近隣の観光施設へ来訪客を誘導するなど、市の交流人口や応援人口の増加に寄与し、燕市全体の経済活性化が期待されることから、本件事業は公益に大きく資するものである。

本件事業による周辺環境への影響として、起業地の近隣建物への騒音等が懸念されるが、緑地帯の整備により環境保全に努め、定期的なパトロールによりその影響を最小限にとどめることとしていることから、周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく保護のための特別な措置を講ずるべき文化財や鳥獣は見受けられず、農地についても農用地区域外であることから支障ない旨、市の担当課からそれぞれ回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、観光交流拠点として不特定多数の利用者が来訪することから、安全性や利便性を確保できること、産業史料館との連携や一体感が創出できること等を条件に2箇所を選定し、

経済的条件等も考慮して比較検討した結果、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。
以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、先に述べた「燕市県央大橋西詰周辺地域整備基本計画」や市の総合計画の審議過程で、市民から要望がでており、また、平成 32 年の東京オリンピックに向け、世界的な知名度がある燕市の金属加工製品を PR する好機であり、外国人観光客のためのインバウンド対応も急がれることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第 20 条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

燕市役所企画財政部企画財政課